

# 「特別の教育課程」の「個別の指導計画」に係る 中央教育審議会における検討状況





## 特別の教育課程の個別の指導計画等に係る検討事項・論点

### 【②効果的かつ効率的な計画とする視点】

- 不登校児童生徒の心身や学習の状況は、日々改善・変化することを踏まえ、対象児童生徒の状態や本人の意向等を十分に踏まえた目標設定や学習内容・授業時数を調整し、学びに向かう気持ちや頑張りを維持・向上できるような対応が必要。
- ⇒ 不登校児童生徒の実態等は、日々改善・変化することを踏まえると、対象児童生徒にとって効果的であり、かつ、教職員にとっては効率的な計画であることが望ましく、例えば、最低限計画に盛り込むべき事項を示すなど、できる限り簡素化した計画とすることが必要。

#### 【検討すべき論点（例）】

##### <指導計画に盛り込むべき要素等について>

- ・ 不登校児童生徒の状態や意向等を踏まえ、本特例による教育活動の質を総合的に確保しつつ効果的な指導・支援を行っていくため、国は、最低限、指導計画に記載する具体的な要素や様式等について示してはどうか。
- ・ 一方で、指導計画に記載する具体的な要素や様式等について検討を行う際は、不登校児童生徒の心身や学習の状況が日々改善・変化することや、指導に当たる関係者の負担・負担感を踏まえ、できるだけ簡素化し、柔軟に変更可能な指導計画とする方向で検討すべきではないか。

##### <児童生徒理解・支援シート（支援計画）との関係>

- ・ 不登校児童生徒の状態が日々改善・変化することを踏まえつつ、適切な指導を行っていくためには、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや不登校状態が継続している理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定した上で、指導に当たる関係者間で共有されることが重要である。  
このため、これまで国として「児童生徒理解・支援シート」といった支援計画の参考様式を示してきたところであり、この様式を活用して、各自治体や学校で不登校児童生徒の状態把握がなされている実態もある。このため、今回新たに「指導計画」を検討するに当たっては、「支援計画」との関係も整理が必要ではないか。
- ・ 具体的には、「児童生徒理解・支援シート」等は、引き続き作成することを前提にしつつ、新たに指導計画として記載すべき内容について不必要な重複や負担感がないように整理する必要があるのではないか。その際、「児童生徒理解・支援シート」についても改めて記載項目の整理を検討すべきではないか。

※ 現行制度においても、上記の「児童生徒理解・支援シート」の作成のほか、障害のある児童生徒への支援、日本語指導が必要な児童生徒への支援に係る指導計画等が作成されている実態があるとともに、現在、新たに特異な才能のある児童生徒への支援に係る指導計画の在り方についても議論がなされている。今後、複数の特例に重複して該当する児童生徒の存在も想定される中、「児童生徒理解・支援シート」や個別の指導計画の在り方について、対象の児童生徒を包括的に支援し、教育の質を向上させるとともに、学校現場の過度な負担を軽減する観点から、関係性を整理する必要があるのではないか。

# 現行制度の「個別の指導計画」例との比較イメージ

## 特別支援教育

作成		作成日		担任名	
氏名	氏名	年 月 日	年 月 日	姓 名	学 年 級
<b>児童基礎情報</b> 学年 性別 障害種別 障害内容 障害程度 学習状況 生活状況 社会性・情緒面等 家庭環境 指導者の意向等					
<b>指導計画</b> (Bタイプ) 今年度の目標(活動目標) 主な指導の場 ( ) 学期の取組 指導目標 具体的な手立て 指導の評価(内容と課題・手立ての有用性) 来学期の指導の方向性					

## 日本語指導

(学年内で作成する指導計画の形式例) ※  
 個別の指導計画 (参考形式) ※

形式例 (指導に関する記録) ※

児童名 ○ ○ ○ ○ 年 作成者 ○ ○ 作成日 年○月○日  
 変更日 年○月○日

日本語指導  
 指導計画  
 月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月  
 指導者  
 指導場所  
 上記以外の指導場  
 指導内容・方法に関する評価及び学習状況の記録等

※特別支援教育の様式例は「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（平成16年）において示されたものだが、本ガイドライン（試案）は平成29年に改訂されており、現在、文部科学省では特別支援教育に係る「個別の指導計画」の様式例は示していない。



## 特異な才能（項目のイメージ）※共通している類似項目をハイライト

### (1) 児童生徒の様子

- ① 基礎的情報（氏名等）
- ② 特異な才能を発揮する分野、程度
- ③ 学習上・生活上生じている困難等の状況、程度
- ④ 相当教科等に関連する学校外での学習の状況（取得した資格等を含む）

### (2) 指導計画

- ① 相当教科等
- ② 実施場所・指導者
- ③ 対象活動の目標・内容・頻度・実施方法（教材等の在り方を含む）

### (3) 学習状況の記録

### (3) 指導計画の作成・運用・管理の在り方

#### ＜②学習内容等を関係者が簡易に確認・共有・改善できる必要性の観点＞

対象活動の内容は、通常の教育課程で可能な取組のみでは支援が十分できないレベルの高度な内容が想定されており、対象活動の実施に当たっては、在籍校以外の実施機関等の指導者など様々な関係者が共通認識を持って継続的に連携しながら指導する必要がある。このため、当該児童生徒の学習内容等を関係者間で効率的に確認・共有・改善できる仕組みとする必要があるのではないかと

※対象活動を進める中で、当該児童生徒の状況や本人の意向等を十分に踏まえつつ、必要に応じて、対象児童生徒の対象活動の内容や場所を変更（特別の教育課程の実施中止を含む）することも考えられる

#### ① クラウド活用の在り方

- 上記の観点を踏まえ、教育委員会や学校（学級担任、教科担任、養護教諭、スクールカウンセラー等）の関係者により、指導計画を簡易に参照したり、協働で作業できる仕組みとすべきではないか。このため、指導計画の作成・運用・管理は、紙媒体による運用も妨げないものとして、電子媒体により、クラウド共有等の方法によることを原則としてはどうか。
- その上で、事前の保護者同意等を前提としつつ、指導計画の内容に係る実施機関（大学等）との情報共有や連携の在り方について、整理が必要ではないか。特に、最も緊密な連携が必要となる、対象活動の具体的な内容（日時、安全確保面を含めた具体的な場所、移動方法、毎回の活動の具体、実際の学習の様子等）の調整は、指導計画本体、あるいは、指導計画と一体的に運用される添付別紙等により、保護者同意の下、適切な閲覧権限・修正権限の付与も含め、教育委員会や学校と実施機関で、電子媒体によるクラウド共有等で運用・管理するイメージが効果的・効率的ではないか（指導計画本体についてまで保護者同意を得て情報共有の対象とするかどうかは各教育委員会等の判断によること前提）。

※クラウド共有等の在り方については、市町村など自治体単位で運用するシステムやICT環境、アクセス可能な情報に係るセキュリティレベル、個人情報の取扱いに係る規則等が異なることも踏まえつつ、円滑な対応ができるよう適宜調整が必要

#### ② 他の特例との関係の整理も含めた、指導計画の運用の在り方

- 複数の特例に重複して該当する児童生徒については、実施機関による適切な指導を確保する上では、本特例に係る指導計画のみならず、他の特例（通級指導等）に係る指導計画に関する情報共有や連携も行われることが望ましい場合も有り得ることも踏まえ、こうした場合にも過度な負担が生じないよう、各教育委員会等の参考となる運用の考え方を整理してはどうか。
- 他の特例に係る現状としては、各学校で、障害のある児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒、不登校児童生徒への支援等それぞれのために、指導計画や「児童生徒理解・支援シート」等が作成・活用されているものの、それぞれの計画等で相互に重複する記載があったり、計画等を相互に連携して機能させることが困難という課題がある。  
 こうした中、今次改訂において、別途の指導計画を要する特異な才能のある児童生徒、不登校児童生徒に係る特例を新設する方向で検討が進むことを踏まえれば、教師の過度な負担・負担感を生じさせないようにすることはもとより、児童生徒をできる限り包括的に支援し、教育の質の向上に繋げるために、これらの計画等を一つの電子ファイルで一体的に運用することができる様式（以下「2階シート」（仮称）という。）を国として示し、「2階」における複数の特例に重複しても俯瞰的に当該児童生徒への支援ができるようにすべきではないか（具体的な様式は「運用の手引き」で示すことを想定）。補足イメージ②参照
- その際、不登校児童生徒に関して作成されている「児童生徒理解・支援シート」は、支援のために連携する医療機関・福祉機関等との情報共有に活用されたり、障害のある児童生徒に係る個別の教育支援計画と類似の機能を果たしている側面がある。こうした機能は、特異な才能のある児童生徒、不登校児童生徒に係る新設特例でも同様に必要なものであり、「2階シート（仮称）」は、指導計画のみならず、支援計画の機能も取り込むことが有意義と考えられるのではないかと。
- 「2階シート（仮称）」では、児童生徒に関する情報を重複なく確認できる共通シートと、それぞれの特例ごとの固有の事項を重点的に記載できる個別シートで構成し、俯瞰できるようにしつつ、具体的な様式は今後検討すべきではないかと。
- 国として様式を示す「2階シート（仮称）」は、あくまで参考様式であり、各教育委員会がさらに必要に応じて編集して活用したり、地域の実情に応じて、当該教育委員会で作成した従前の様式を活用することも可能とすべきではないかと。

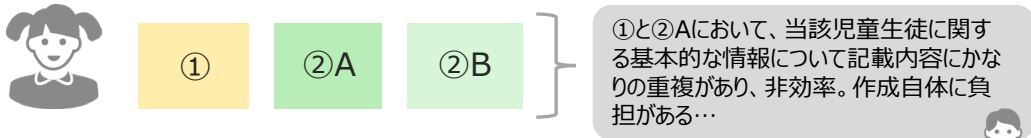
- 個々の児童生徒に着目した特別の教育課程の編成・実施に当たり、対象となる児童生徒一人一人の個性や特性に応じて資質・能力の着実な育成を図るため、指導計画等を作成・活用することが必要。
- 現状、各学校では、障害のある児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒、不登校児童生徒への支援等のために、**指導計画や「児童生徒理解・支援シート」等が作成・活用されているが、それぞれの計画等で相互に重複する記載があったり、計画等を相互に連携して機能させることが困難**といった課題がある。
- こうした現状も踏まえ、**教師の過度な負担・負担感を生じさせず、児童生徒をできる限り包括的に支援し、教育の質の向上に繋げるために、これらの計画等を一つの電子ファイルで一体的に運用することができる様式（「2階シート」（仮称））を国として示し、「2階」における複数の特例に重複しても俯瞰的に当該児童生徒への支援ができるようにする。**

## 現状

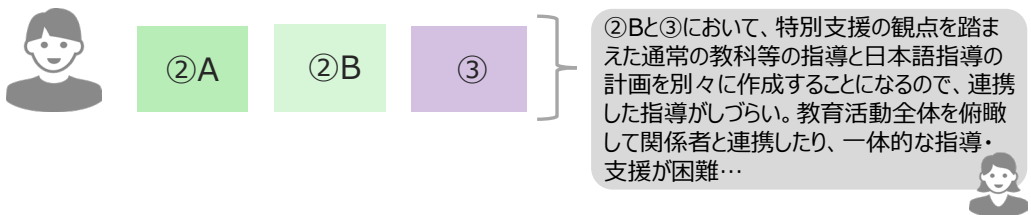
① <b>児童生徒理解・支援シート（支援計画）</b> ・ 不登校児童生徒、障害のある児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒等に対する支援計画を統合したもの ・ <b>実態は、不登校児童生徒のための作成・活用がほとんど</b>	②A <b>個別の教育支援計画</b> ・ 法令上、 <b>特別支援学校、特別支援学級、通級指導を受ける児童生徒について作成は義務</b> ・ 通常学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒などについての作成は努力義務	②B <b>個別の指導計画</b>	③ <b>日本語指導特別の教育課程 個別の指導計画</b> 日本語指導が必要な外国人児童生徒等の指導・支援のために作成
--	--	-------------------	--

作成状況（例）

Aさん（通常学級在籍／通級指導を受ける／不登校児童生徒）



Bさん（通常学級在籍／特別な支援を必要とする／日本語指導が必要な児童生徒）

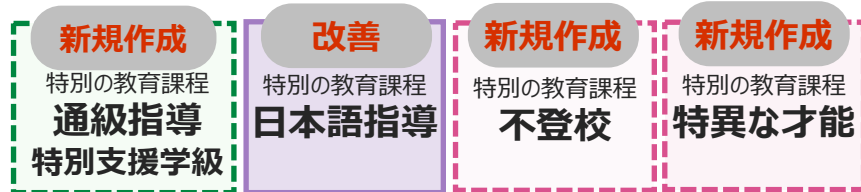


## 今後（改訂後）

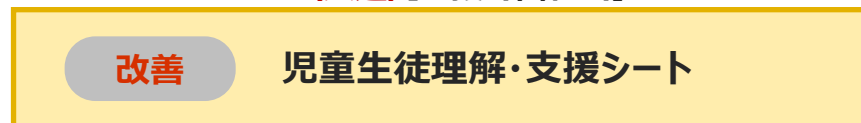
### 2階シート（仮称）

- **<共通>** 特別の教育課程の編成が必要な場合を含め、個別の指導・支援が必要な場合は、児童生徒に関する基礎的な情報を記載する「**児童生徒理解・支援シート**」を作成することとしてはどうか。
- **<個別>** 個々の児童生徒ごとに、編成する特別の教育課程の内容に応じた様式を作成することとしてはどうか。複数の特別の教育課程を編成・実施する場合は、本様式で記載の重複を避け俯瞰して連携できるようにしつつ、それぞれの特例ごとの様式では固有の事項を重点的に記載して作成することを想定。

### <個別>【指導計画】



### <共通>【支援計画相当】



※ 本様式は、特別支援学級、通級指導を受ける児童生徒、通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒について、法令上作成が求められている個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成に活用できる様式とする方向で検討。  
 ※ 特別支援学校における個別的教育支援計画・自立活動を含む個別の指導計画との関係性は別途整理が必要。